

議案第15号

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 多機能端末機による戸籍に関する証明書の交付手数料を規定するとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の改正に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請等に関する手数料に係る規定を定め、併せて規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

世田谷区手数料条例（平成12年3月世田谷区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条中「謄抄本」を「謄本若しくは抄本」に改める。

別表第1の1の項中「書面の交付」の次に「（世田谷区印鑑条例第19条の2に規定する多機能端末機により交付する場合を除く。）」を加え、「謄抄本」を「謄本又は抄本の交付」に改め、同項の次に次のように加える。

1の2	戸籍法第120条第1項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付（世田谷区印鑑条例第19条の2に規定する多機能端末機により交付する場合に限る。）	戸籍の全部又は個人の記録事項の証明手数料	1通につき 350円	交付のとき。
-----	--	----------------------	------------	--------

別表第1の3の項中「謄抄本」を「謄本又は抄本の交付」に改め、同表の71の項中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改める。

別表第2備考第1項ただし書中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の次に「又は共用廊下等の部分を除く場合」を加える。

別表第3第5の部2の款を次のように改める。

2 1以外の場合	一戸建て住宅	イ 性能基準（省令第1条第1項第2号イ（）及び同号ロに定める基準をいう。）による場合	当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,400円
			当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	38,400円
		ロ モデル住宅法（省令第1条第1項第2号イ（）及び同号ロに定める基準をいう。）	当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,700円
			当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,100円

	による 場合				
	ハ 仕様 基準（ 省令第 1条第 1項第 2号イ 及び 同号口 に定 める基 準をい う。以 下同じ。） による 場合	当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの		17,700円	
		当該一戸建て住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの		19,100円	
以 外の建 築物	イ 住宅 部分	(イ) 性能 基準（ 省令第 1条第 1項第 2号イ ()若 しくは ()及び 同号口 又は 同項第 3号に 定める 基準を いう。） による 場合	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	69,100円	
			当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	116,000円	
			当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	196,000円	
			当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	281,000円	
		(ロ) フロ ア入力 法（省 令第1 条第1 項第2 号イ ()及び 同号口 に定 める基 準をい う。） による 場合	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		33,100円
			当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		58,000円
			当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		104,000円
			当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの		157,000円

		0平方メートル以上のもの	
	(ハ) 仕様基準による場合	当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	33,100円
		当該住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	58,000円
		当該住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	104,000円
		当該住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	157,000円
□ 非住宅部分	(イ) モデル建物による場合	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	87,100円
		当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700円
		当該非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	235,700円
		当該非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	309,000円
		当該非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	371,000円
		当該非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	435,000円

			(口) 標準 入力法 等による 場合	当該非住宅部分の床 面積の合計が300 平方メートル未満の もの	227,100円
				当該非住宅部分の床 面積の合計が300 平方メートル以上2, 000平方メートル 未満のもの	367,100円
				当該非住宅部分の床 面積の合計が2,0 00平方メートル以 上5,000平方メ ートル未満のもの	523,700円
				当該非住宅部分の床 面積の合計が5,0 00平方メートル以 上10,000平方 メートル未満のもの	646,000円
				当該非住宅部分の床 面積の合計が10, 000平方メートル 以上25,000平 方メートル未満の もの	763,000円
				当該非住宅部分の床 面積の合計が25, 000平方メートル 以上のもの	871,000円

別表第3備考中第8項を第12項とし、第7項の次に次の4項を加える。

- 8 建築物省エネ法第29条第3項に規定する申請建築物（以下「申請建築物」という。）に自他供給型熱源機器等（同項に規定する自他供給型熱源機器等をいう。）を設ける場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物における1の建築物の手数料の額及び他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）における1の建築物の手数料の額を合算した額とする。
- 9 建築物省エネ法第31条第1項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第26条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更を除く。）を行う場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、変更のある1の建築物の手数料の額を合算した額とする。

ただし、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた計画に、新たに他の建築物を加える場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、第3の部に掲げる手数料の額と同額とする。

10 他の建築物について、建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、第1の部1の款に掲げる手数料の額と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定と同じ場合に限る。

11 他の建築物について、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合の計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、第2の部1の款に掲げる手数料の額と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定と同じ場合に限る。

別表第3備考に次の2項を加える。

13 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請において共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、これらの認定の申請に係る床面積から当該共同住宅の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。

14 省令第1条第1項第2号イ及び同号ロに定める基準により共同住宅の建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請を行う場合の手数料の額は、当該認定の申請に係る床面積から当該共同住宅の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定、別表第1の1の項の改正規定、同項の次に1項を加える改正規定及び同表の3の項の改正規定は令和2年3月10日から、同表の71の項の改正規定は同年4月1日から施行する。